

## 石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の見直しについて 厚生労働省



厚生労働省は、代替が難しいという理由から製造等禁止の適用除外としてきた製品について早期の代替化の指導と、代替化の可能時期を明らかにするために平成 19 年 11 月から「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会」を開催し、検討を行ってきました。

今般、平成 21 年度中に代替化が可能と判断されたものについて、その製造等を禁止するため、労働安全衛生法施行令の改正が予定されています。

今回、製造等が禁止される製品は、以下の通りです。

- 1) 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)を含有するガスケット…国内の化学工業用施設の設備の接合部分(200 度以上 300 度未満の流体であるものを取り扱う部分に限る)に使用されるもの
- 2) 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)を含有する断熱材…国内で製造されるミサイルに使用されるものに限る

施行期日 ; 1)は平成 22 年 3 月 1 日、2)は平成 22 年 2 月 1 日

当社は、吹き付け材やその他、建材中のアスベスト分析に多くの実績があります。疑問点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2009 年 11 月 30 日付 環境省HP

品質検査箇所 加藤吉紀